「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>許認可等の名称</td><td colspan="2">焼骨の改葬・分骨</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市霊園条例施行規則（以下「規則」）第15条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">建設局　公園緑地部　泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）</td></tr>
<tr><td>審　査　基　準</td><td colspan="2">１．使用許可証の原本が提示され堺市霊園焼骨等改葬・分骨届により届出しているか。
（規則第15条第1項）

２．届出が改葬にあたるものである場合は改葬許可証の原本を提示しているか。

３．分骨にあたるものである場合は焼骨埋蔵証明願を提出しているか。

４．代理人による届出の場合は委任状を添付しているか。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>1日</td></tr>
<tr><td>標準処理期間を設定できない理由</td><td></td></tr>
</table>